

平成十九年六月二十九日提出
質問第四三七号

米海軍掃海艇の与那国入港等に関する再質問主意書

提出者 照屋寛徳

米海軍掃海艇の与那国入港等に関する再質問主意書

外間守吉与那国町長の反対表明、沖縄県知事の自粛要請、与那国町民や与那国出身郷友らの強い反対を無視して、米海軍掃海艦ガーディアン及びパトリオットが、去る六月二十四日、与那国町の祖納港に入港した。

今回の米海軍掃海艦の与那国祖納港への入港は、「乗組員の休養と友好親善」を謳い文句にしているが、実際は、民間港湾の状況、燃料の調達方法、給水、医療や通信、クラブ、レストラン、ホテル状況等を調査する目的であったことは、明々白々である。

国境の島として疲弊する辺境の地を脱し、自立をめざす与那国町にとって、今回の強行入港は、理不尽極まりないものであり、断じて許せない。

以下、質問する。

一 平成十九年六月十五日付で私が提出した米海軍掃海艇の与那国入港等に関する質問主意書に対し、政府からの答弁書によると、下船する乗組員の数は各艦「一日最大六十四名」と答えている。

六月二十四日入港した掃海艦ガーディアン及びパトリオットから実際に下船した乗組員は、各何名か、

又、どのような方法で人数を確認したのかを明らかにしたうえで、このような状況について政府の見解を示されたい。

二 日米地位協定の合意議事録における米軍が日本の民間港に入港する際の具体的な条件等に関する取り決めの内容を詳細に明らかにしたうえで、今回の措置は当該条件との関係で問題にならないのか、政府の見解を示されたい。

三 去る六月二十四日の米海軍掃海艦ガーディアン及びパトリオットの祖納港入港に際し、祖納港の港湾ゲートにおいて兵士一名が警備、警護に立哨したようである。米軍兵士による民間港の警備、警護は、主権国家たるわが国の警察権を侵害する行為に該当すると思うが、政府の見解を示されたい。

四 六月二十四日の米海軍掃海艦の入港に際し、米海軍から、沖縄県警もしくは地元警察に対し、警備要請があつたか。あつた場合、その要請に対して、いかなる対応をどのような考えに基づいてしたのかを明らかにされたい。

右質問する。